

パブリックコメント実施結果 (閲覧資料)

- ・パブリックコメント手続の実施結果について
- ・庁舎及び文化ゾーンにおける駐車場有料化個別計画

平塚市庁舎管理課

パブリックコメント手続の実施結果について

1 案件名

庁舎及び文化ゾーン駐車場有料化個別計画の一部改訂について

2 概要

「庁舎及び文化ゾーンにおける駐車場有料化個別計画」の内容（対象施設及び料金体系）を一部改訂することからパブリックコメントを実施しました。

3 募集概要

（１）意見の募集期間

令和４年１２月２日（金）～令和５年１月６日（金）（３６日間）

（２）意見の提出方法

持参、郵送、FAX、電子メール、その他（電子申請システム（e-kanagawa））

4 実施結果

（１）提出意見数

個人から	2 人	5 件
団体から	0 団体	0 件
合計	2	5 件

（２）意見内訳

項目	件数 (件)
7. 料金体系	3
その他	2
合計	5

（３）意見への対応区分

項目	説明	件数 (件)
ア：反映	意見を受けて計画案等を修正したもの	0
イ：反映済み	既に計画案等に記載されているもの又は既に対応しているもの	0
ウ：参考	取組を推進する上で参考とするもの	0
エ：その他	意見募集の範囲と異なるもの、反映が困難なもの、質問など	5
	合計	5

5 意見対応表

番号	項目	市民意見の概要	市の考え方	対応区分
1	その他	<p>市議会でも取り上げられている通り、駐車場有料化に伴う市の収入と民間事業者の収益が市民から見るとバランスしておらず、事業者の収益が大きい状態です。本来であれば、有料化したことで市民が支払った料金は市に還元されるべきであり、現状のように事業者が多額の収益を得ていることは納得できません。そもそも市（行政）は事業者と契約締結時において事業計画とずれた場合の取り決めをしてなかったことが原因ですが、今回の改定案に関してはそれがなされているのかわかりません。まず、市民に対して過去数年間の実績として以下を明示すべき</p> <p>1.市にはいくらの収益があった(市民が支払った料金からいくら市に還元されたのか)</p> <p>おそらく市は料金収入ではなく事業者から場所代をもらっているだけか？</p> <p>税務署からの収益も入っていることも明示すべき</p> <p>2.市が負担している経費はいくらか</p> <p>誘導員の人件費がいくらで、それに関しては市の負担であることを明記すべき</p> <p>3.事業者の収益は？</p> <p>事業者が設備導入時の初期費用でいくら、ランニングでいくらかかっているそれが売上(市民の支払った駐車場代)と比較して実際の利益としてどの程度事業者に流れているのかなどが一切わからない資料では困ります</p> <p>判断材料を明示してください</p>	<p>この度のパブリックコメントは、対象施設及び料金体系を一部改訂することから実施したものです。</p> <p>頂いた御意見等につきましては、今後の駐車場運営の参考とさせていただきます。</p>	<p>工 その他</p>

<p>2</p>	<p>7.料金体系</p>	<p>文化ゾーンの駐車場有料化の背景の一つに庁舎駐車場との相互利用が記載されていますが、実際に確定申告時期などの繁忙期を除いて庁舎駐車場が満車で道路に長蛇の列を作っているのを見たことはありません。実績としてそのようなことがあり、文化ゾーンとの相互利用が発生しているのであれば、その実績を明記すべきです。現実的には、相互利用など発生せず、各エリアごとの利用に過ぎないのであれば、文化ゾーンの駐車場料金は庁舎駐車場とは別体系にすべきと考えます。また、相互利用がないならば空き状況を一覧で確認できる表示灯は無意味であり、ランニング経費の無駄使いに過ぎませんので、撤去を検討すべきと思います。</p>	<p>これまでの実績データから、確定申告期間など市役所駐車場が混雑する時期を中心に、市役所及び税務署の利用者が文化ゾーン駐車場を利用している状況が確認できることから、年間を通じて駐車場を安定的に運営するためには、4つの駐車場を一体的に運営し、十分な収容台数を確保する必要があると考えております。</p> <p>また、市役所と文化ゾーン駐車場を異なる料金体系にした場合、安価な方に集中するおそれがあることから、料金体系は同一である必要があると考えております。</p>	<p>工 その他</p>
<p>3</p>	<p>7.料金体系</p>	<p>現状の利用者60分無料から90分無料と変更される計画であることは良い事だと思います。その理由として、市役所で手続きをする際に窓口の混雑等によって60分では終わらないことが多々あります。とはいえ、90分でも微妙な場合もあることも事実であり、窓口の状況によって90分を超えても無料を延長することができる案を検討すべきと思います。また、これまでの60分無料から90分無料になることによって、経費と収益のバランスがどのようになると想定されるのかを過去実績から市民にも提示すべきです。改訂素案に細かいことは書かないという方針かもしれませんが、市民の支払った料金が市(民)に還元されずに民間事業者の儲けになっていることが市議会の答弁でも明らかです。平塚市はこのようなことが無いように市民に情報を開示すべきです。</p>	<p>駐車場を利用しない方との公平性や行政財産である市の駐車場を一定時間占有することによる受益者負担の適正化などの観点から、駐車場利用者においては公平に利用料金を御負担いただくものと考えております。</p> <p>これまでの実績データによると、庁舎本館では、各種申請など所要の手続きのために来庁される方々のうち、約95パーセントの方が90分以内に出庫されていること、また、無料時間を2時間とした場合、有料化前に課題となっていた長時間利用による混雑を抑止することが困難となる可能性があることなどを踏まえ、市役所等に来庁される方が利用しやすい駐車場とする目的から無料時間を90分としました。</p>	<p>工 その他</p>

<p>4</p>	<p>その他</p>	<p>市役所駐車場に関する疑問</p> <p>2022年12月12日府川勝市議からの質問に対しての総務部長答弁から抜粋</p> <p>「令和5年度から令和9年度末における年間の駐車場料金収入については、令和3年度実績と同水準の約3100万円で推移すると予測し、さらに、施設利用者の無料時間を30分拡大することによる減収分の600万円を差し引くことにより2500万円程度と見込んでいます。ここから、事業者の駐車場運営に係る維持管理経費を差し引くと1065万円ほどが利益となり、このおよそ半分の534万円を行政財産使用料としました。また、料金収入が2500万円を超えた場合に、超過額の2分の1を追加徴収することにより、全体の利益を市と事業者が折半する」「これまでの実績データを見ますと、庁舎本館では約95%の方が90分以内に出庫されていることから、各種申請など所要の手続きのために来庁される多くの方々の利便性が向上するものと考え90分無料としました。」</p> <p>上記を踏まえて意見を述べたいと思います。</p> <p>1. 2021年9月議会答弁では以下の答弁があった</p> <p>「2021年度につきましては、試算した数値となりますが、延べ駐車台数を45万8000台。売上収入3580万円内訳は、平塚市分を324万円、事業者分を3256万円と見込んでいます」</p> <p>2022年12月議会答弁では「令和3年度実績と同水準の約3100万円」とあり、推計と大幅に異なる結果となっています。また、新型コロナ前の2018年（平成30年）度実績では4316万円の売上収入となっており、新型コロナの影響を大きく受けた2020年度および2021年度を基準として年間売上収入を推計し、今後5年間で3100万円の収入で推移するという推定は無理があると思います。事業者から出てきた事業計画を鵜呑みにしているのではないのでしょうか？</p> <p>2. 以下の答弁内容に関して</p> <p>「施設利用者の無料時間を30分拡大することによる減収分の600万円を差し引くことにより2500万円程度と見込んでいます。ここから、事業者の駐車場運営に係</p>	<p>この度のパブリックコメントは、対象施設及び料金体系を一部改訂することから実施したものです。</p> <p>頂いた御意見等につきましては、今後の駐車場運営の参考とさせていただきます。</p>	<p>工 その他</p>
----------	------------	---	---	------------------

	<p>る維持管理経費を差し引くと 1065 万円ほどが利益となり、このおよそ半分の 534 万円を行政財産使用料としました。」</p> <p>売上収入 2500 万円と利益の 1065 万円の差額である 1435 万円が維持管理費となる計算ですが、月額約 120 万円はどのような経費でしょうか？想定できるのは、既存設備の維持費およびコールセンター費用だと思われませんが、コールセンター費用だとしたら呼数に応じた費用体系になっているはずで、その点に関して市として精査していますでしょうか？市民が支払った駐車場料金は市民に還元されるべきであり、事業者と利益折版が正しいと考えることは市民感情からするとおかしいです。むしろ、一定の事業者利益（維持管理費からも利益出ているはず）を確保した上で残りは市民に還元されるべきです。</p> <p>3．以下の答弁内容に関して</p> <p>「料金収入が 2500 万円を超えた場合に、超過額の 2 分の 1 を追加徴収することにより、全体の利益を市と事業者が折半する」</p> <p>事業者には一定の利益額を定義し、それを超えた分は市民に還元されるべきと考えます。</p> <p>4．以下の答弁内容に関して</p> <p>「庁舎本館では約 95%の方が 90 分以内に出庫」</p> <p>約 95%の方が 90 分以内に出庫するということは、残り 5%からの料金収入が売上の主体となるように見えます。</p> <p>過去実績では 60 分以内に出庫する割合はどの程度でしょうか？わずか 5%の車両からの料金収入では売上 2500 万円の確保も難しいと思われませんが、シミュレーションの前提が間違っていないかご確認ください。</p>		
--	--	--	--

5	7. 料金体系	<p>有料化の効果として挙げられている受益者負担の適正化と経費に係る財源の確保が、有料化で実現したとは思えません。</p> <p>金銭的負担の公平性を図るのであれば、駐車場収入は最大限、市民に還元されるべきですが、市と民間事業者の契約はそもそも選定経緯が不透明な随意契約の上、事業者が市に払う駐車場使用料は想定される収益に対してごく少額(22年12月市議会答弁) 売り上げの大半が事業者の取り分(21年9月市議会答弁)で、市民に還元などされず、事業者を最大限儲けさせているのが実態です。税金で建設、補修している市民の財産で、市民に料金負担を求めながら事業者を優遇して利益を上げさせる現状に、市民として到底納得できません。受益者負担の適正化と経費に係る財源の確保を図るのであれば、民間事業者を介在させて市民の貴重なお金を流出させるのではなく、市の直営にし、利用料金はせめて120分無料にするべきです。そもそも意見募集に際し、過去5年間の年度ごとの延べ駐車台数や売上収入、収入の平塚市分、事業者分の内訳および合計額、また行政財産使用料などの契約条件についても資料として市民に公開しなくては、駐車場有料化について正確な事実を踏まえた意見形成ができません。それでは意見募集の意義が薄れ、市役所のためにも市民のためにもなりません。</p> <p>市民への情報公開と決定過程の透明性確保も併せて求めます。</p>	<p>駐車場を利用しない方との公平性や行政財産である市の駐車場を一定時間占有することによる受益者負担の適正化などの観点から、駐車場利用者においては公平に利用料金を御負担いただくものと考えております。</p> <p>これまでの実績データによると、庁舎本館では、各種申請など所要の手続きのために来庁される方々のうち、約95パーセントの方が90分以内に出庫されていること、また、無料時間を2時間とした場合、有料化前に課題となっていた長時間利用による混雑を抑止することが困難となる可能性があることなどを踏まえ、市役所等に来庁される方が利用しやすい駐車場とする目的から無料時間を90分としました。</p>	工 その他
---	---------	--	---	----------

< お問い合わせ先 >

担当：平塚市 総務部 庁舎管理課

電話：0463-21-9608

メール：chosya@city.hiratsuka.kanagawa.jp

庁舎及び文化ゾーンにおける駐車場有料化個別計画

平 塚 市

庁舎及び文化ゾーンにおける駐車場有料化について

1. 有料化に至った背景と目的

平塚市は、駐車場の有料化に向けた検討をする「駐車場有料化推進事業」を「ひらつか協働経営プラン2013」から実施計画事業に位置付け、取組を進めてきました。「平塚市行財政改革計画(2016-2019)」においても実施計画事業に位置付け、駐車場の有料化に向けた検討・調整を進めてきました。

さらに、本市市庁舎本館は、国の機関である平塚税務署が合築され、その管轄区域は、平塚市、伊勢原市、秦野市、大磯町及び二宮町の3市2町となっています。このため、庁舎駐車場をはじめ庁舎駐車場と区別なく利用できる中央図書館や博物館、美術館の駐車場(以下「文化ゾーン駐車場」といいます。)は利用者数の増加が予想され、併せて駐車場整理員の配置等による経費負担の増大も懸念されました。

このことから、効率的で公平な駐車場の管理運営を行うとともに、経費の負担増大を抑えることを目的とし、平成30年1月から庁舎及び文化ゾーンの駐車場を有料化しました。

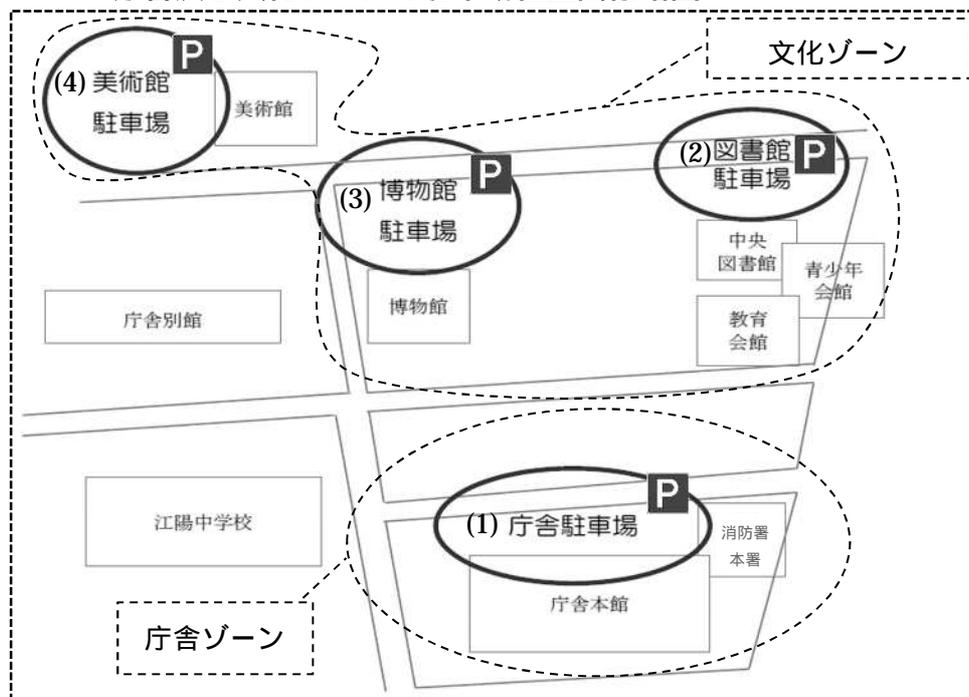
2. 庁舎及び文化ゾーンの駐車場の状況

本個別計画における「庁舎及び文化ゾーン駐車場」とは、以下の駐車場といたします。(なお、自動二輪及び自転車については、本個別計画の対象外としています。)

- (1) 庁舎駐車場 188台
- (2) 中央図書館駐車場 23台
- (3) 博物館駐車場 59台
- (4) 美術館駐車場 67台

計 337 台

庁舎及び文化ゾーンの駐車場位置関係略図



3．庁舎及び文化ゾーン駐車場の運営に係る課題

「1．有料化に至った背景と目的」を踏まえ、庁舎及び文化ゾーン駐車場の運営に係る課題は、大きく以下の4つと考えます。

課題1 「駐車場利用者数の増加に対応した効率的な管理運営手法の構築」

税務署との合築により駐車場利用者が増加していることから、駐車場の効率的な管理運営方法の導入が望まれます。

課題2 「公共交通機関利用促進の必要性」

駐車可能台数に限りがあるため、公共交通機関の利用を促す必要があります。この場合、公共交通機関利用者の負担との公平性を図る必要があります。

課題3 「目的外利用や長時間利用の抑制」

目的外利用や長時間利用は、効率的な駐車場運営の妨げになりますので、対策が求められます。

課題4 「市外利用者数の増加に伴う受益者負担に関する考え方の整理」

庁舎駐車場は平塚市が単独で整備しており、建設費は平塚市が負担していますが、利用者は平塚市民に限られません。このことから、受益者負担に関する考え方を、再度整理する必要があります。

4．有料化の基本的考え方

平塚市では、前述の課題を踏まえ、駐車場の適正な利用を推進していくため、庁舎及び文化ゾーンを一体のエリアと捉えた駐車場の有料化を行っています。

なお、庁舎及び文化ゾーン駐車場の有料化にあたっては、以下の3つを基本的な考え方としています。

考え方1：庁舎(本館・別館)、消防署本署、税務署、中央図書館、博物館、美術館、青少年会館、教育会館、旧横浜ゴム平塚製造所記念館のいずれの施設を利用するかを問わず、4か所の駐車場のいずれも利用可能とし(エリア内の一体的利用) 同じ料金体系とします。

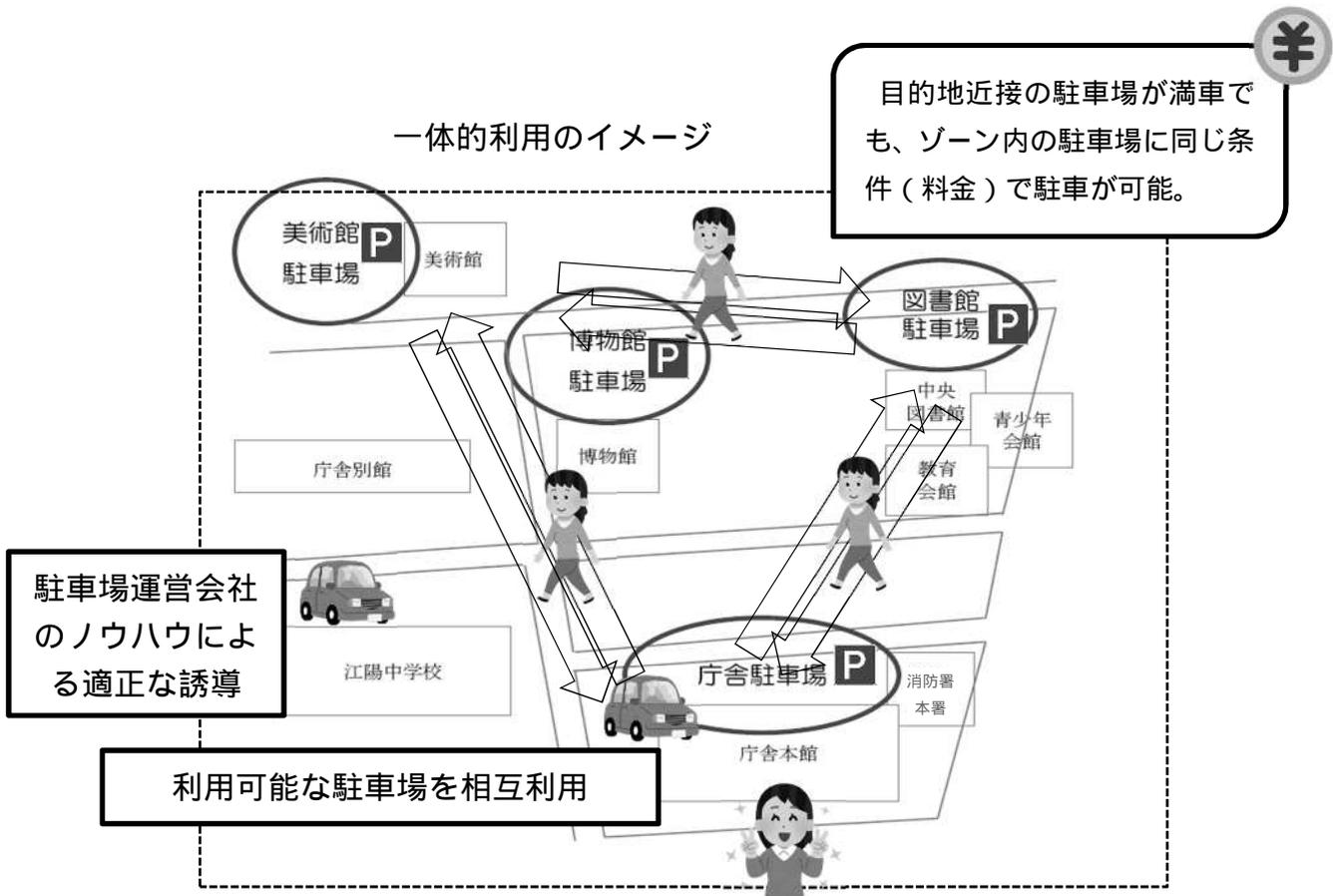
駐車場利用者は駐車場の一定面積を一定時間占有することから、利用目的にかかわらず、同じ料金体系により有料化し、駐車料金を公平にご負担いただくものです。

考え方2：駐車場は、建設費のほかにも継続的に維持管理費等が生じます。受益者負担の考え方を重視し、特に配慮する必要がある方を除き、駐車場利用者には受益に応じて駐車料金をご負担いただきます。

駐車場を利用するという便宜の対価を受益と考え、駐車場利用者には受益の一部をご負担していただくものです。なお、特に配慮する必要がある方については、減免措置や無料時間帯の設定により、対応をいたします。

考え方3：駐車場運営会社に駐車場を使用させ、管理運営を行ってもらうことにより、駐車場利用の効率性を高め、平塚市の経費負担及び事務負担の軽減を図ります。

駐車場運営会社に管理運営を行ってもらうことで、各駐車場の空き状況を一覧で確認できる表示灯や遠隔操作が可能な精算機等を設置するなど民間のノウハウを活用した駐車場機器等の設置を促進し、駐車場の利便性を高めることにより、利用者にとって使いやすい駐車場を目指します。また、駐車場の管理運営の事務を直接行わないことにより事務負担の軽減を図るとともに、駐車場の管理運営に係る手法について、駐車場運営会社のノウハウを最大限活用するものです。



4つの駐車場の一体的利用が可能となり、混雑時に効率の良い誘導が可能となります。

5 . 有料化の効果

前述の「3つの考え方」を基本に行った庁舎及び文化ゾーン駐車場の有料化は、主に次の5つの効果を見込んでいます。

効果1★：入庫待ち・出庫渋滞解消による効率の良い駐車場運営が可能となります。

⇒ 前述「考え方3」のとおり、駐車場運営会社に管理運営を行ってもらうことで、駐車場運営会社のノウハウを活用した直営よりも効率の良い駐車場の運営が可能と考えます。

効果2★：受益者負担の適正化を図ることができます。

⇒ 駐車場を利用する方と、利用しない方（公共交通機関利用者など）との受益者負担の適正化（金銭的負担の公平性）を図ることができると考えます。

効果3★：経費に係る財源の確保が可能となります。

⇒ 駐車場を有料化することで得る収入により、駐車場に関する経費の財源を得ることが可能となり、税金で賄われている歳出の節減につながります。

効果4★：目的外利用・長時間利用の抑制を行うことができます。

⇒ 庁舎(本館・別館)、消防署本署、税務署、中央図書館、博物館、美術館、青少年会館、教育会館、旧横浜ゴム平塚製造所記念館のいずれの施設においても認証機を設置し、これらの施設の利用者とそうでない者との料金体系を区別することで目的外利用を抑制することが可能です。また、利用時間に応じて駐車料金が増える料金体系とすることにより長時間利用を抑制することが可能と考えます。

効果5★：土日などの開場により資産の有効活用を図ることができます。

⇒ 土・日曜や祝日など施設が閉まっている時にも利用ニーズに応じて駐車場を供用することで、施設を有効活用することが可能です。

6. 開場時間

駐車場の開場時間については、以下を基本とします。なお、臨時的な変更を可能とする仕組みを想定しています。

庁舎及び文化ゾーン駐車場	
開場時間（全日）	8時～22時

7. 料金体系

料金については、公平性の観点から4か所の駐車場を同じ体系といたします。その上で、対象施設利用者とそれ以外の利用者で料金体系を以下のように分け、施設利用者については、無料時間帯を設定します。

利用者区分	利用者 (認証あり 1)	利用者以外 (認証なし 2)
入庫90分以内	無料	1時間 300円
90分を超えて30分につき	100円	
4時間を超えて1時間につき	200円	
最大料金	1日 1,200円	1日 1,500円

- 1 認証あり：庁舎(本館・別館)、消防署本署、税務署、中央図書館、博物館、美術館、青少年会館、教育会館、旧横浜ゴム平塚製造所記念館の利用者で認証機に駐車券を通した方の料金
- 2 認証なし：認証機に駐車券を通さない方の料金（上記 1の施設を利用していない者（閉庁日を含む。）の料金）

8. 減免制度

特に配慮する必要がある方として、駐車料金を減免する方は、以下のとおりです。

- (1) 庁舎(本館・別館)、消防署本署、税務署、中央図書館、博物館、美術館、青少年会館、教育会館、旧横浜ゴム平塚製造所記念館の利用者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (2) 平塚市の依頼を受けて平塚市が主催する会議等に参加する方
- (3) その他公共事業等に係る駐車場利用者のうち特段の配慮が必要な方

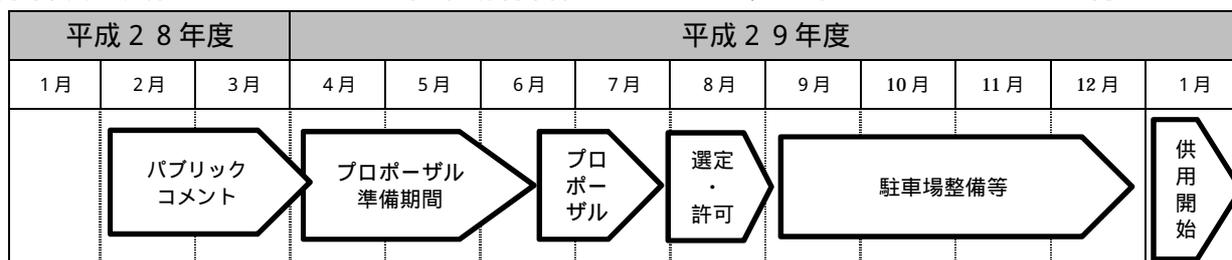
なお、減免制度とは別に、庁舎(本館・別館)、消防署本署、税務署、中央図書館、博物館、美術館、青少年会館、教育会館、旧横浜ゴム平塚製造所記念館利用者に関し無料時間帯の設定があります。(前述「7. 料金体系」を参照)

9. 有料化の手法

行政財産の使用許可（地方自治法第238条の4第7項）により民間の駐車場運営会社に駐車場を使用させて、管理運営を行ってまいります。平塚市は駐車場運営会社から駐車場の使用料を徴収し、駐車場運営会社が駐車場利用者から駐車料金を徴収します。駐車料金は平塚市が設定しますが、双方により協議し、合意したときは設定した駐車料金を変更することができるものとします。なお、駐車場運営会社については、プロポーザル方式により選考を行い、平塚市に納める使用料の額や運営条件等を総合的に評価し、最も望ましいと判断することができる事業者を選定します。

10. 有料化に向けたスケジュール

庁舎及び文化ゾーンにおける駐車場有料化については、以下のスケジュールで行いました。



庁舎及び文化ゾーンにおける駐車場有料化個別計画

平成29年4月策定

令和5年4月改訂

事務担当 平塚市総務部庁舎管理課

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号

電話 0463-23-1111（代表）

0463-21-9608（ダイヤルイン）

FAX 0463-21-9601

URL <http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/>